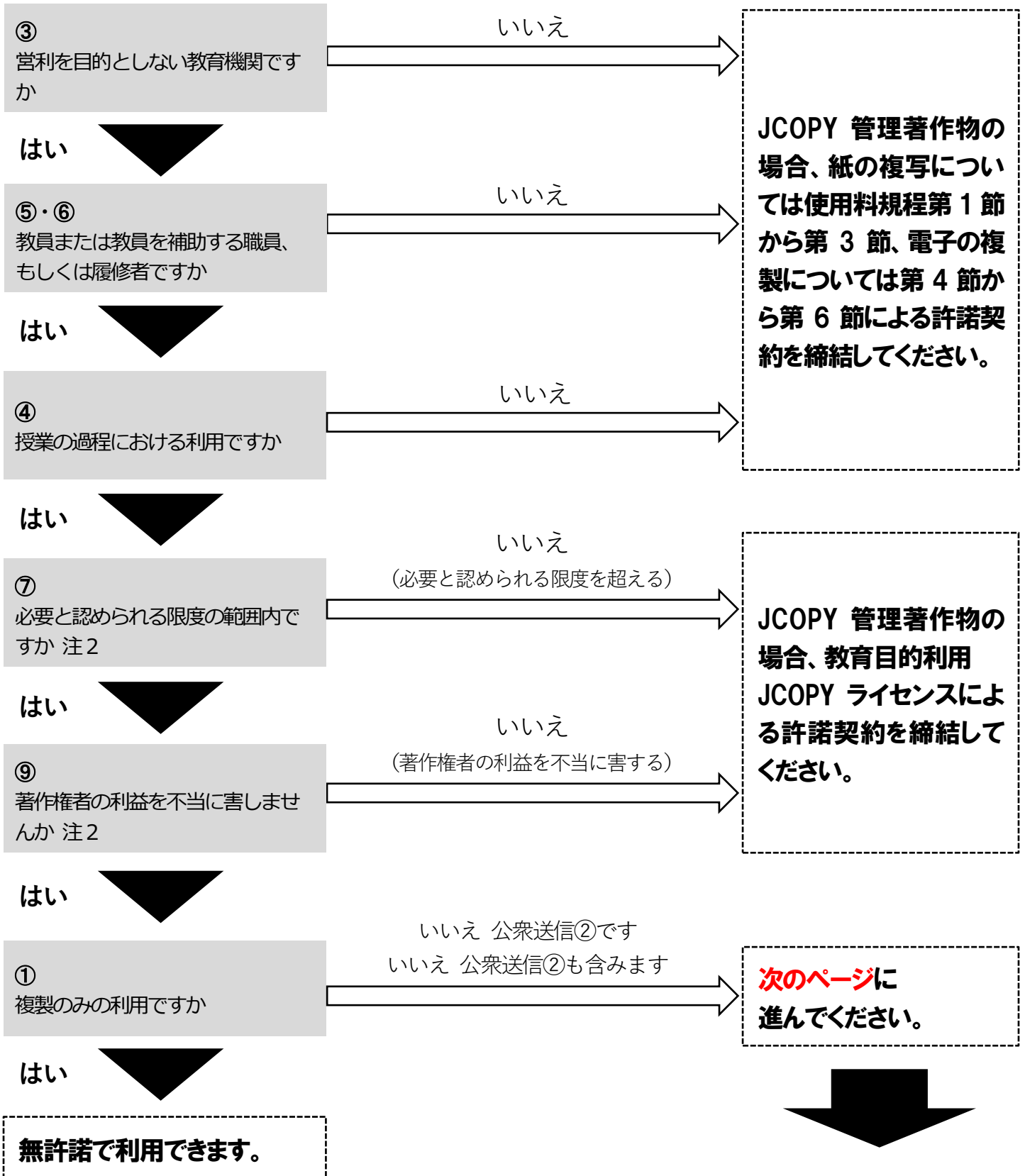


教育目的利用フローチャート(医療系教育機関向け注1)

※ご利用になる著作物が、公表されている著作物であることが前提となります。

※各項目の数字は「改正著作権法第35条運用指針(2021年度版)」の「1.用語の定義」と対応していますので、**必ず確認してください。**



前ページの続き



⑨

下記の表を参考に、無許諾・無償か、あるいは補償金の支払いにより利用できる範囲かを確認して下さい。

	教室での対面授業	遠隔合同授業等		スタジオ型の遠隔授業	オンデマンド型の遠隔授業
教員等	送信側：教科担任	送信側：教科担任 受信側：問わない		送信側：教科担任 受信側：問わない	送信側：教科担任 受信側：問わない
履修者	送信側：いる	送信側：いる 受信側：いる		送信側：いない 受信側：いる	送信側：いない 受信側：いる
双方向／一方向	双方向	双方向		双方向	一方向
著作物の利用形態	公衆送信 受講時：同時 予習・復習：異時（メール送信）	本会場において複製して使用される著作物の同時公衆送信	公衆送信 予習・復習：異時（メール送信）	公衆送信 受講時：同時 予習・復習：異時（メール送信）	公衆送信 予習・復習：異時（メール送信）
補償金の有無	補償金	無償	補償金	補償金	補償金

注1) 教育機関のうち、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師または看護師を養成する高等教育機関（ただし、高等学校専攻科を除く。）をいう。

注2) 「教育目的利用JCOPYライセンスFAQ」内「4. 著作権法第35条によって利用の対象となる場合について」参照。